

教育職員免許状の書換^{かきかえ}の手続きについて

滋賀県教育委員会が授与した免許状について、婚姻等により氏名や本籍地名に変更が生じた場合は、免許状の書換を行うことができます。

※保育士証の氏名や本籍地名の変更手続きは滋賀県教育委員会では行っておりませんので、所管の担当部署へご連絡ください。

書換は、**当該免許状を授与した都道府県教育委員会のみ**行うことができます。免許状が「滋賀県教育委員会」発行のものでない場合は、発行元の都道府県にお問い合わせください。

○申請書類の準備物について

書換の請求にあたっては、次の書類を下記送付先までご郵送ください。

※封筒の表面に『教員免許状書換願在中』と朱書きしてください。

①教育職員免許状書換願 (様式第11号)	<input type="checkbox"/> 書換を希望する免許状ごとに作成が必要です。 <input type="checkbox"/> <u>様式をダウンロード・印刷し、記入例をご参照の上、必要事項を記入してください。</u>
②書換を希望する免許状 (原本)	<input type="checkbox"/> 書換後の免許状は、書換前のものと差し替える形で交付します(書換前の免許状は回収します)ので、 <u>原本を提出してください。</u> ※ 免許状を紛失した場合、差替えが不可能であるため、滋賀県教育委員会において保管する免許状原簿データのみを書き換えることとなります。この場合は、別途「教育職員免許状授与証明書」も請求してください。(詳しくはお問い合わせください。)
③戸籍抄本等 (原本)	<input type="checkbox"/> <u>書換前の戸籍、現在の戸籍、および戸籍異動(改製)の事由が分かる書類</u> として、「発行後3か月以内の戸籍抄本」を提出してください。 ※ 戸籍が2回以上異動した場合等、「戸籍抄本」のみでは異動の状況が確認できない場合は、「除籍抄本」や「改製原戸籍」が必要です。詳細は、戸籍を管理する自治体窓口へご確認ください。
④申立書 (旧免許保持者のみ)	<input type="checkbox"/> 書換は、申請時点で有効な免許状のみ行うことができます。 <u>旧免許保持者で、免許状の期限が「令和4年6月30日以前」の方は、申立書を提出してください。</u>

書換のお手続きには、通常1～2週間程度のお時間を要します(郵送にかかる日数を除く)。余裕を持って請求いただきますようお願いいたします。

送付先 〒520-8577 (住所記載不要)

滋賀県教育委員会事務局 教職員課 服務・免許係

○申請手数料等について

書換手続きに係る申請手数料等は、以下のとおりです。

・ 申請手数料：1,000円/1通 + 交付時郵送料

1～3通 → 180円 + 簡易書留料金 350円

4～5通 → 270円

※重要書類の送付につき、全ての方に対し、簡易書留にて送付いたします。

○申請手数料の支払方法について

出願に必要な手数料の支払方法は、下記のとおりです。

【手数料の支払方法】

- ・お支払い日は、申請書類を郵送した日付もしくは持参する日付と同日にしてください。
- ・下記の URL もしくは二次元バーコードからアクセスできる「しがネット受付サービス」により、申請情報およびクレジットカード情報等を入力してください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/kakikae>



【上記の支払方法に対応できない場合】

- ・クレジットカードの使用ができない等により上記の支払方法に対応できない場合は、コンビニ決済による現金支払いにて、手数料を納付いただきます。
- ・コンビニ決済を希望の場合は、申請書類を提出後に、支払方法の詳細を別途ご案内させていただきますので、先に申請書類のみを郵送もしくは持参してください。

その他、書類作成に当たって不明な点がございましたら、お問い合わせください。

滋賀県教育委員会事務局教職員課 服務・免許係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-4531